



発行 新潟県

**第 30 号**

令和2年4月21日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 509 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 510 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 511 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 512 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 513 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 514 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 515 河川整備計画の縦覧（河川管理課）
- 516 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 517 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 518 歳入の収納事務の委託（建築住宅課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

企業局管理規程

9 新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

企業局訓令

6 新潟県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

選挙管理委員会告示

7 個人演説会等を開催することのできる施設の異動報告（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第509号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、見附市の杉沢土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和2年4月21日

新潟県長岡地域振興局長

1 就 任

理事	見附市杉沢町5884番地	若杉 春雄
〃	〃 〃 1110番地	北村 高男
〃	〃 〃 5533番地	北村 則夫
〃	〃 〃 1492番地	北村 常栄 (理事長)
〃	〃 〃 1282番地－1	高橋 行雄
〃	〃 〃 1348番地－1	磯部 富士栄
〃	〃 〃 1441番地	北村 代和平
〃	〃 〃 4201番地－1	刈屋 久祥
〃	長岡市文納2518番地	鈴木 一則
監事	見附市杉沢町1485番地	玉井 勝久

〃 長岡市文納2699番地 佐藤 慶一  
 〃 見附市杉沢町3349番地ー1 北村 克彦

就任年月日 令和2年4月1日

## 2 退任

理事 見附市杉沢町413番地 北村 信行  
 〃 〃 〃 966番地 北村 満  
 〃 〃 〃 1251番地 小林 政行  
 〃 〃 〃 1492番地 北村 常栄  
 (理事長)  
 〃 〃 〃 1592番地 加地 喜代一  
 〃 〃 〃 1463番地 北村 光男  
 〃 〃 〃 4116番地ー1 橋本 功一  
 〃 〃 〃 3888番地 磯部 利雄  
 〃 長岡市文納2518番地 鈴木 一則  
 監事 見附市杉沢町1282番地ー1 高橋 行雄  
 〃 〃 〃 1469番地 北村 雅美  
 〃 長岡市文納2699番地 佐藤 慶一

退任年月日 令和2年3月31日

## ◎新潟県告示第510号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、上越市の大潟あさひ土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和2年4月21日

新潟県上越地域振興局長

## 1 就任

理事 上越市吉川区六万部1345番地2 五十嵐 文吉  
 (理事長)  
 〃 〃 大潟区蜘蛛ヶ池24番地 金澤 稔  
 〃 〃 〃 和泉新田537番地 竹内 芳隆  
 〃 〃 吉川区梶2061番地 大滝 政一  
 〃 〃 大潟区内雁子262番地 平澤 栄一  
 〃 〃 頸城区舟津413番地 太田 勝美  
 〃 〃 大潟区岩野古新田239番地 山田 耕一郎  
 〃 新潟市西区新通南2丁目9番30号 竹田 稔  
 監事 上越市大潟区下小船津浜697番地1 渡辺 康一  
 〃 〃 〃 米倉新田92番地 井部 孝一  
 〃 〃 吉川区田尻962番地 上野 博

就任年月日 令和2年4月1日

## 2 退任

理事 上越市吉川区六万部1345番地2 五十嵐 文吉  
 (理事長)  
 〃 〃 大潟区蜘蛛ヶ池24番地 金澤 稔  
 〃 〃 〃 和泉新田537番地 竹内 芳隆  
 〃 〃 吉川区梶2061番地 大滝 政一  
 〃 〃 頸城区舟津413番地 太田 勝美  
 〃 〃 大潟区内雁子262番地 平澤 栄一  
 〃 〃 〃 岩野古新田239番地 山田 耕一郎  
 〃 新潟市西区新通南2丁目9番30号 竹田 稔  
 監事 上越市大潟区下小船津浜697番地1 渡辺 康一  
 〃 〃 吉川区長沢822番地 高野 昌二  
 〃 〃 〃 西野島2000番地 風巻 政直

退任年月日 令和2年3月31日

---

**◎新潟県告示第511号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、長岡市の中之島土地改良区の定款の変更を令和2年4月10日認可した。

令和2年4月21日

新潟県三条地域振興局長

---

**◎新潟県告示第512号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、長岡市の三島郡北部土地改良区の定款の変更を令和2年4月10日認可した。

令和2年4月21日

新潟県長岡地域振興局長

---

**◎新潟県告示第513号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、糸魚川市の一部を受益地域とする県営越地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月21日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改理事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間  
令和2年4月22日から令和2年5月25日まで

3 縦覧に供する場所  
糸魚川市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改理事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改理事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改理事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改理事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改理事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改理事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改理事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改理事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

**◎新潟県告示第514号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、糸魚川市の一部を受益地域とする県営真光寺地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月21日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年4月22日から令和2年5月25日まで

3 縦覧に供する場所

糸魚川市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第515号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定により河川整備計画として、関川水系関川圏域河川整備計画を定めたので、当該河川整備計画(又はその写し)を新潟県土木部河川管理課、上越地域振興局地域整備部及び同局上越東維持管理事務所において縦覧に供する。

令和2年4月21日

新潟県知事 花 角 英 世

---

◎新潟県告示第516号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 上越都市計画公園(上越市決定)

名称 5・6・1号 高田城址公園

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

---

◎新潟県告示第517号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 上越都市計画道路(上越市決定)

名称 7・6・1号 本町高田城址公園線

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

---

## ◎新潟県告示第518号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年4月21日

新潟県知事 花角 英世

## 1 委託した事務

次の各号に定める歳入の徴収に係る未収金のうち一部の未収金の収納事務

- (1) 新潟県営住宅条例(昭和35年新潟県条例第6号)第18条の規定により徴収する家賃
- (2) 同条例第57条の規定により徴収する駐車場使用料

## 2 受託者の氏名又は名称及び住所

弁護士法人 バンビル法律事務所

新潟市中央区医学町通2番町74番地 バンビル801号室

## 3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

## 病院局公告

## 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、移動型X線撮影装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年4月21日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

移動型X線撮影装置 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

令和2年8月31日(月)

## (4) 納入場所

新潟県立十日町病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線132

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年5月7日(木)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年5月8日(金)午前10時30分

新潟県立十日町病院 外来棟3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

## 企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第9号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月21日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（資金前渡の限度額）</p> <p><b>第47条</b> 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を超えることができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>会計年度任用職員</u>に支給する報酬 確定した額又は支給予定額</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（契約書の作成）</p> <p><b>第133条</b> (略)</p> <p>2 契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により記載する必要のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>契約不適合責任</u></p> <p>(11)～(16) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（資金前渡の限度額）</p> <p><b>第47条</b> 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を超えることができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>一般職の非常勤職員</u>に支給する報酬 確定した額又は支給予定額</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（契約書の作成）</p> <p><b>第133条</b> (略)</p> <p>2 契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により記載する必要のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>かし担保責任</u></p> <p>(11)～(16) (略)</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

企業局訓令

◎新潟県企業局訓令第6号

局 本 庁  
事 業 所

新潟県企業局事務決裁規程（昭和36年6月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のとおり改正し、令和2年4月1日から適用する。

令和2年4月21日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(課長補佐の共通専決事項) <b>第6条の3</b> 課長補佐(課長補佐を2人置く場合は、 <u>事務職員の課長補佐又は課長の指定する技術職員の課長補佐(事務職員の課長補佐を1人置く課(当該課の課長補佐に兼ねて補された事務職員を置く課に限る。)</u> に置かれる課長補佐に限る。)に限る。)共通の専決事項は、別表第3の3のとおりとする。 2・3 (略)	(課長補佐の共通専決事項) <b>第6条の3</b> 課長補佐(課長補佐を2人置く場合は、事務職員の課長補佐に限る。)共通の専決事項は、別表第3の3のとおりとする。 2・3 (略)

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新発田市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

令和2年4月21日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
新発田市健康長寿アクティブ交流センター (旧新発田市地域交流センター)	新発田市中心部3丁目13番3号	多目的ホール	107.00	令和2年4月1日
		交流室	92.00	
		(旧会議室)		
		大ホール	274.00	
		屋内広場	280.00	